

## 農畜産物等食の安全確保策等について

東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、一部地域の農畜産物から食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、関係自治体（福島県、茨城県、栃木県、群馬県）に対し一部の農畜産物の出荷制限を指示しています。

食の安全確保対策として、国及び自治体で、迅速に出荷制限や流通監視をすることのできる体制が整備されていることは、国民の健康を守る上で、非常に重要です。

しかしながら、検査から出荷制限指示に至る判断基準が必ずしも明確でなく、地域指定の範囲も県単位となるなど広範囲であるため、生産者、消費者にとって、必要以上の出荷制限であり、制限されていない品目に関しても、買い控えが生じてしまっていると考えます。

さらに去る3月28日より日本からEUへ輸出される食品および飼料について輸出国の管轄当局が発行する証明書等の提出が求められるなど、諸外国の過剰な反応も見られるところであります。

そこで、次の点について、国に対し、緊急に提案を行います。

- 1 現在の暫定規制値ではなく、食品安全委員会の意見を十分踏まえて、基準値を速やかに定めること。
- 2 速やかに放射能汚染状況の把握ができるよう、国において、距離に応じた定点観測を行い、その結果を公表するとともに、食品や農畜産物について、優先的に検査を行うべき地域や品目を定め、計画的に検査が行われるように努めるとともに、その結果を公表すること。
- 3 検査から出荷制限の指示、その後の解除に至るまでの判断基準を明確化し、公表すること。
- 4 出荷を制限する地域や品目が解除された場合には、積極的に広報を行い、風評被害の防止に努めること。
- 5 今年、夏から秋にかけての作付けについては、農地の放射能汚染状況を精緻に調査し、明確な基準のもと作付け制限をするなど、必要となる措置を講じること。

- 6 原子力発電所事故の被害については、風評被害等も含めて原子力損害として認定するとともに、原子力損害賠償法に基づき、国としても必要な措置を講じ、迅速に補償すること。
- 7 日本から輸出される農畜産物や食品等に関する安全性について、諸外国に対し正確な情報を提供し、過剰な反応が示されることがないように説明を果たすとともに、円滑な輸出が可能となるよう国において、的確な基準を確定して、一括し、かつ迅速に輸出証明書を発行するなど必要な措置を講ずること。

平成23年 4月4日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	橋下 徹
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門